

研究成果展開事業
社会還元加速プログラム
(SCORE)

Program of Start-up incubation from COre REsearch

チーム推進型

2020 年度 公募要領

公募期間

申請締切：6月10日（水）12：00



産学連携展開部 START 事業グループ

2020年3月

本公募は審査を早期に進め、活動をできるだけ早く円滑に開始できるようにするため、2020年度予算成立前に始めるものです。予算成立状況等に応じて、スケジュール・採択機関数・金額など、公募内容に大きな変更・調整などが生じる可能性があることをあらかじめご了承ください。

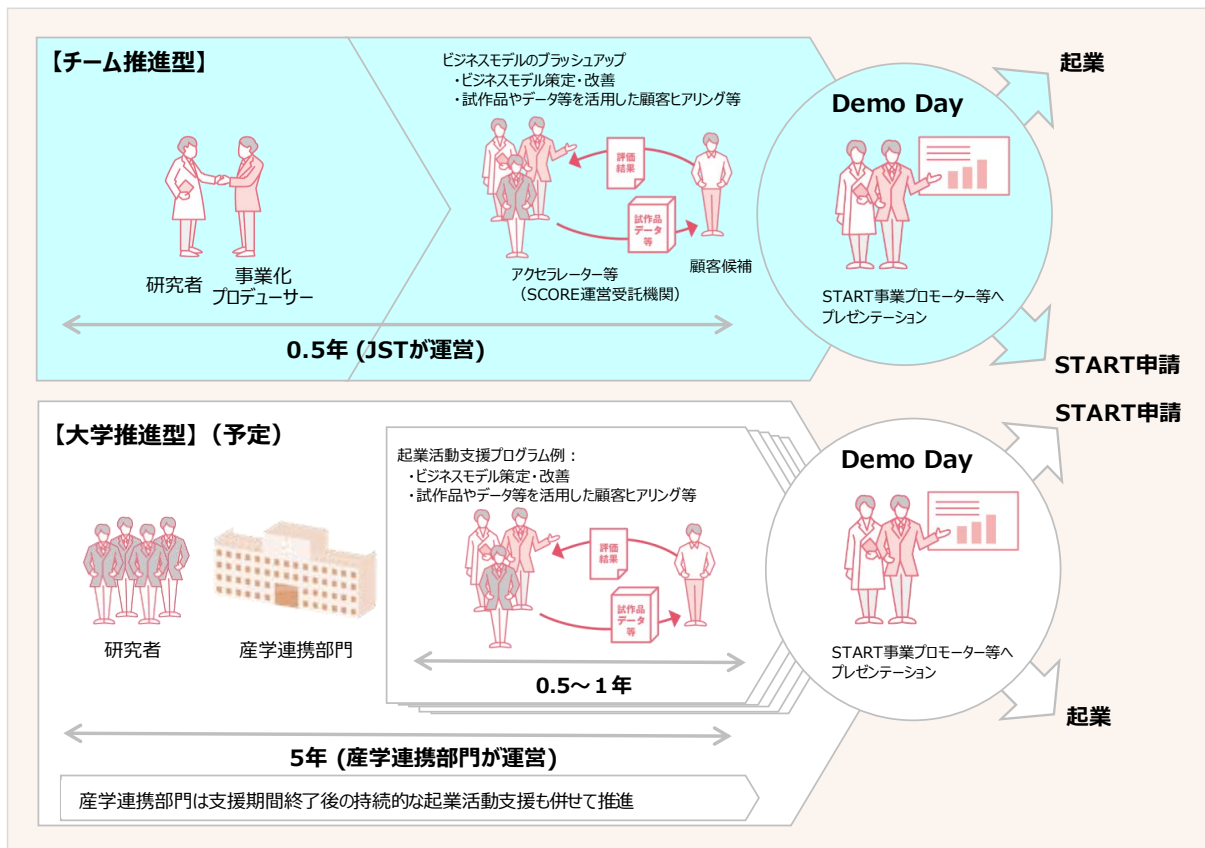
改訂日	改訂内容
2020年3月9日	初版発行
2020年3月31日	<p>2.7 応募要件 コ) について、下線部を追加</p> <p>③ SCORE「チーム推進型」への研究開発課題の申請者は、同一の内容で SCORE「大学推進型」の研究開発課題に申請できません。<u>但し、同一年度の SCORE「チーム推進型」が不採択と判明している場合は、同一の内容で SCORE「大学推進型」への申請は可能です。</u></p> <p>④ SCORE「大学推進型」の研究開発課題の申請者は、同一の内容で SCORE「チーム推進型」の研究開発課題に申請できません。<u>但し、同一年度の SCORE「大学推進型」が不採択と判明している場合は、同一の内容で SCORE「チーム推進型」への申請は可能です。</u></p>
2020年4月28日	<p>新型コロナウイルス感染症に係わる政府の緊急事態宣言を受け、以下の通り公募締切日程を変更（延長） 申請締切：5月13日（水）正午 → 6月10日（水）正午</p> <p>公募締切日程の変更（延長）に伴い、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募要領の表紙、 ・2.2 公募期間・選考スケジュールについて ・2.3.3 採択後の活動の流れ ・2.8.3 任意提出である「プレゼンテーション（ピッチ）動画」について <p>の各項目については、変更した日程に修正しています。なお、集合研修等は、日程や方式を変更して実施する予定です。決定次第、START 事業グループのウェブサイト等にてお知らせします。</p>

社会還元加速プログラム（SCORE）チーム推進型 公募ポイント

(1)全体概要

SCORE では、優れた技術シーズを基にしたビジネスモデル仮説の立案、及び実践的な検証等を行い、起業や大学発新産業創出プログラム（START）への申請に繋げて社会還元の加速を支援します。SCORE は、起業活動支援を JST が実施する「チーム推進型」と JST からの支援を受けた大学の主に産学連携部門が実施する「大学推進型」（予定）があります。本公募要領は、「チーム推進型」について記載しております。

「チーム推進型」では、研究者と事業化プロデューサー(ビジネスモデル仮説の立案や検証活動を中心に行う者)等が、事業化に向けて起業ノウハウ等の学習、実用検証可能な最小限の試作品やデータ（実験結果、計算結果）等の準備、想定顧客訪問等を実施します。



※2021年度以降は、Demo Dayを合同（チーム推進型と大学推進型）で開催する予定です。

(2) 研究開発期間：1年度

(3) 研究開発費（直接経費）：上限500万円／年

目次

第 1 章 研究提案公募に当たって	7
1.1 社会還元加速プログラム（SCORE）について	7
1.1.1 SCORE の目的	7
1.1.2 事業の構成	7
1.1.3 START、SCORE の目指す姿	8
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	9
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	9
1.2.2 ダイバーシティの推進について	11
1.2.3 公正な研究活動を目指して	12
1.2.4 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて	13
第 2 章 公募・選考	14
2.1 チーム推進型の概要	14
2.2 公募期間・選考スケジュール	14
2.3 SCORE チーム推進型の進め方、活動の流れ	14
2.3.1 SCORE チーム推進型の管理・運営	14
2.3.2 選考までのスケジュール	15
2.3.3 採択後の活動の流れ	15
2.3.4 全体の流れ	16
2.4 研究期間	18
2.5 研究費（上限額）	18
2.6 採択予定課題数	18
2.7 応募要件	18
2.7.1 応募の要件	18
2.8 応募方法	20
2.8.1 申請	20
2.8.2 申請書一覧	20
2.8.3 任意提出である「プレゼンテーション（ピッチ）動画」について	21
2.9 選考方法	22

2.9.1 選考の流れ.....	22
2.9.2 利益相反マネジメントの実施.....	22
2.10 選考の観点	24
第 3 章 採択後の研究推進等について.....	26
3.1 研究計画の作成.....	26
3.2 委託研究契約	26
3.3 研究開発費	26
3.3.1 研究費（直接経費）	26
3.3.2 間接経費.....	28
3.3.3 研究開発費として支出できない経費	28
3.4 評価	29
3.5 研究代表者及び主たる共同研究者、事業化プロデューサー、研究開発参加者の責務等.....	29
3.6 研究機関等の責務等.....	31
3.7 その他留意事項.....	33
3.7.1 他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生が本研究に従事する場合の対応.....	33
3.7.2 JREC-IN Portal のご利用について	34
3.7.3 研究開発の推進に関する留意事項	34
3.7.4 審査方法、結果通知等	36
3.7.5 EDGE-NEXT について.....	36
第 4 章 応募に際しての注意事項	38
4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	38
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	39
4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況	42
4.4 不正使用及び不正受給への対応	42
4.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	45
4.6 関係法令等に違反した場合の措置.....	45
4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	45
4.8 繰越について	46
4.9 府省共通経費取扱区分表について.....	46
4.10 費目間流用について	46

4.11 年度末までの研究期間の確保について	46
4.12 研究設備・機器の共用促進について	46
4.13 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	48
4.14 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	48
4.15 社会との対話・協働の推進について	49
4.16 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について	50
4.17 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	51
4.18 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	52
4.19 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	55
4.20 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	55
4.21 e-Rad からの内閣府への情報提供等について	56
4.22 研究者情報の researchmap への登録について	56
4.23 JST からの特許出願について	56
第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について	58
5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	58
5.2 e-Rad を利用した応募方法	58
5.3 その他	60
5.4 具体的な操作方法と注意事項	61
第 6 章 Q&A	70
社会還元加速プログラム（SCORE）チーム推進型 申請書様式	76

第 1 章 研究提案公募に当たって

1.1 社会還元加速プログラム（SCORE）について

1.1.1 SCORE の目的

社会還元加速プログラム（SCORE）は、大学等の優れた技術シーズ^{※1}を基にした成長ポテンシャルの高い大学等発ベンチャー^{※2}の創出を促進することを目的としています。具体的には、大学等の優れた技術シーズを基にしたビジネスモデル仮説の立案、及び実践的な検証等を行い、起業や大学発新産業創出プログラム（START）への申請に繋げて、大学の技術シーズの社会還元加速を支援します。

※1 技術シーズ：

特許（出願中、出願予定を含む）、プログラム等をいいます。

※2 大学等発ベンチャー：

SCORE では、下記二つの条件を共に満たしている技術シーズを基に起業するベンチャーとしています。

- ・大学等の教職員が職務として開発・発明した技術シーズであること。
- ・大学等がその技術シーズの権利を有していること(大学等がその技術シーズの権利を有していなくても、ベンチャー設立後に大学に一定額（ストックオプション等含）を寄付することを計画する場合等も含む)。

1.1.2 事業の構成

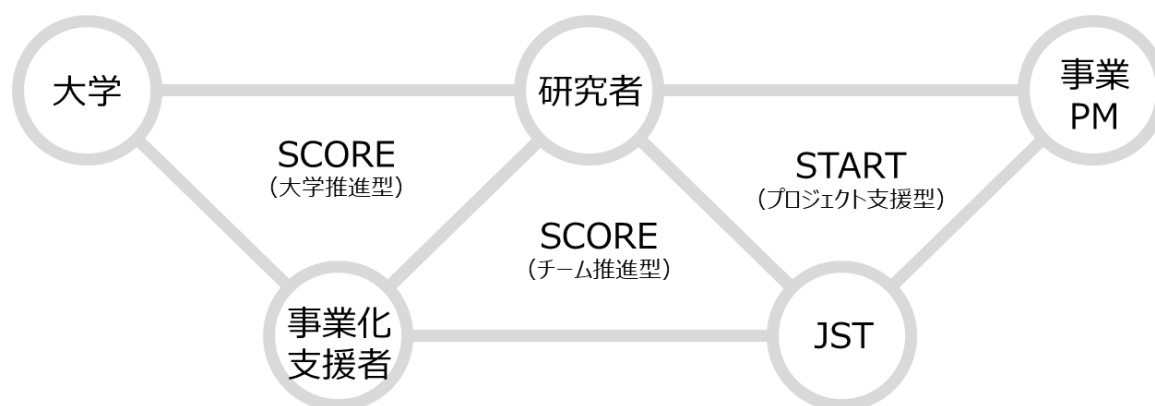
SCORE は、起業活動支援を JST が実施する「チーム推進型」と大学の主に産学連携部門が実施する「大学推進型」（予定）によって構成されています。本公募要領は、「チーム推進型」について記載してあります。

「チーム推進型」では、JST が起業活動支援を推進します。具体的には、研究者と事業化プロデューサー(ビジネスモデル仮説の立案や検証活動を中心的に行う者)等が、事業化に向けて起業ノウハウ等の学習、実用検証可能な最小限の試作品やデータ（実験結果、計算結果）等の準備、想定顧客訪問等を実施します。

「大学推進型」では、JST からの支援を受けた大学の主に産学連携部門が研究開発課題の募集・

選考や起業活動支援プログラムの運営を推進します。また、支援期間終了後の持続的な起業支援活動の実現を目指して、GAP ファンド運用や支援体制の維持等に必要な資金の確保を含めた中長期的な計画を立て、支援環境の整備や拡充を推進します。

START^{※3}では、大学等の技術と事業化ノウハウを持った人材（事業プロモーター（事業 PM）^{※4}）等をつなぎ、ベンチャー企業の創出に向けた研究開発・事業育成を支援します。



※3 「大学発新産業創出プログラム（START）」：

大学等発ベンチャーの創出を目的とし、事業化ノウハウを持った人材（事業プロモーター）を活用し、大学等発ベンチャーの起業前段階から公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、リスクは高いがポテンシャルの高い技術シーズに関して、事業戦略・知財戦略を構築しつつ、市場や出口を見据えて事業化を目指します。

（START 事業ホームページ：<https://www.jst.go.jp/start/>）

※4 事業プロモーター（事業 PM）：

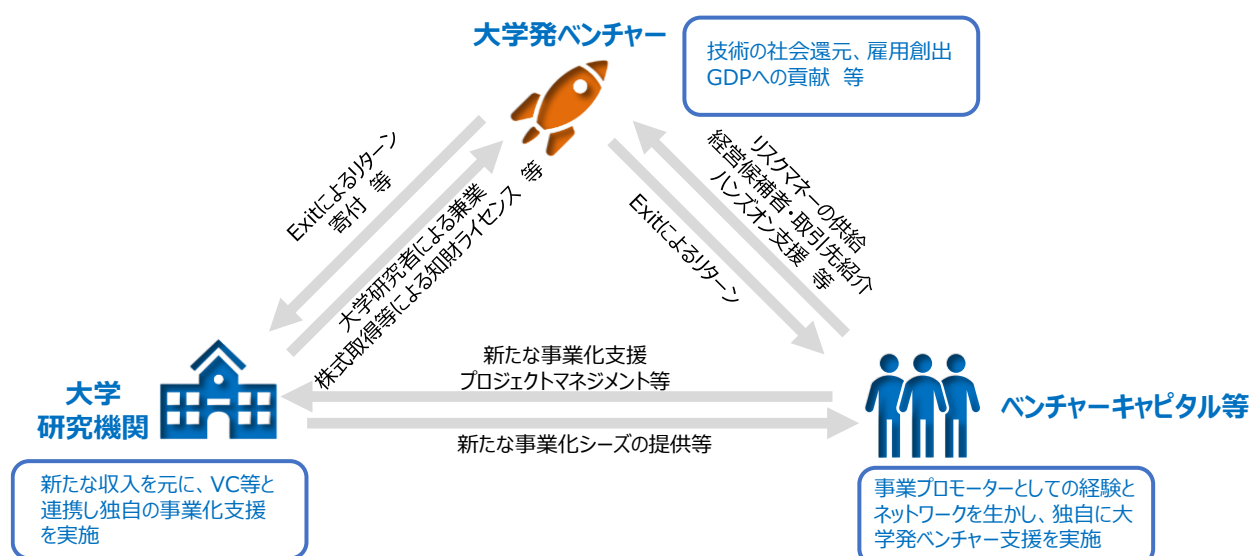
大学等の研究成果に関して、事業化に向けた研究開発・事業育成を一体的に推進するため、大学等の技術シーズに対して、効果的・効率的に事業化に向けた研究開発及び事業化支援を実施する事業化ノウハウを持った人材。

1.1.3 START、SCORE の目指す姿

START、SCORE では、大学等の研究成果の社会還元を推奨するため、以下の視点を踏まえつつ、産学官に金融機関等を加えた、産学官金が連携して持続的な仕組みとしての大学等発ベンチャーの創出・成長に向けたエコシステムの構築を目指しています。

- ・ 大学等の革新的技術シーズを基にグローバル市場を目指す。
- ・ 既存企業ではリスクを負えないポテンシャルの高い技術シーズの事業化に挑戦する。
- ・ シード・アーリー段階にも民間資金を呼び込むことにより、大学等の技術シーズと事業化の間に存在する研究開発の死の谷を克服する。
- ・ 関係者が一定のコストを負担しつつコストに見合うメリットを得ることで持続的なシステムを構築する。

【目指すエコシステム】



1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供する

ことが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」(ブダペスト宣言[※])の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思ひます。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標 (SDGs) と JST の取組等については、下記のウェブサイトをご参照ください。

(和文) <https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

(英文) <https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>



1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の

応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 経営企画部ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

1.2.4 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出していただき、本計画に基づいて研究データの保存・管理・公開を実施していただきます。

詳しくは、以下をご参照ください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

第 2 章 公募・選考

2.1 チーム推進型の概要

チーム推進型では、研究者と事業化プロデューサー^{※1}等が、事業化支援ノウハウを持つアクセラレーター等による研修やメンタリングで起業に有益な知識を実践的に学習します。あわせて自らの技術シーズを基に実用検証可能な最小限の試作品やデータ（実験結果、計算結果）等を準備し、想定顧客等の評価を受け、その結果や社会ニーズを研究開発にフィードバックさせることで想定ビジネスモデル仮説を現実化、高度化させます。このようなビジネスモデルのブラッシュアップを繰り返すことで、ベンチャーに必要な実戦的能力の向上やネットワーク形成を図り、次の事業化ステージにつなげていきます。

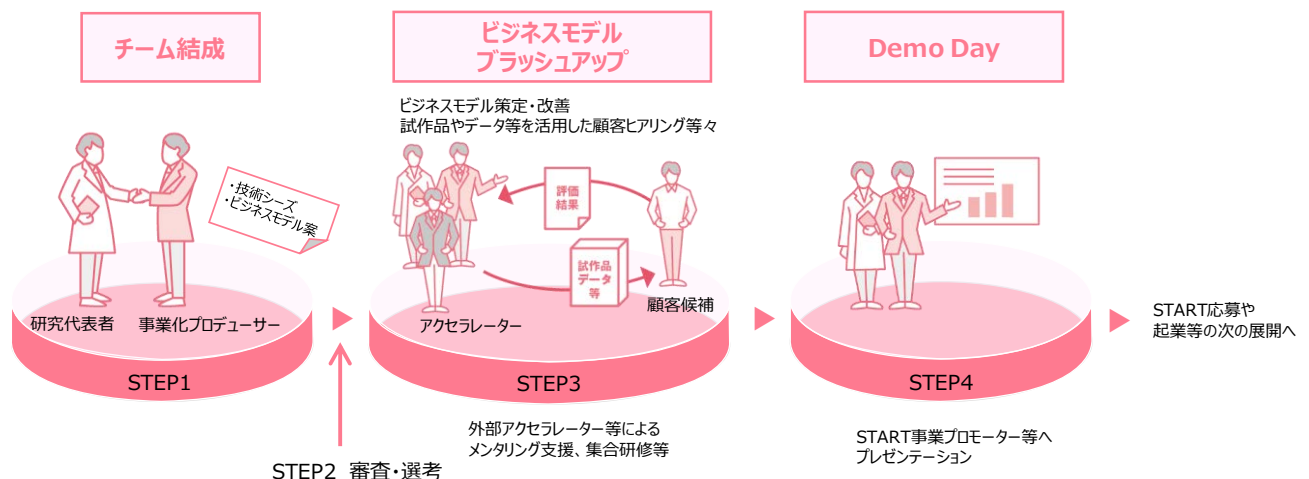
※1 事業化プロデューサー：

研究代表者の技術を基にした起業化の展開において、ビジネスモデル仮説の立案および検証等の活動を中心的に行う者。学内外を問わず、研究代表者と二人三脚の協働で活動を行える者。

2.2 公募期間・選考スケジュール

申請締切：6月10日（水）正午

2.3 SCORE チーム推進型の進め方、活動の流れ



2.3.1 SCORE チーム推進型の管理・運営

(1)本プログラムでは、JST が競争的資金制度としてプログラムを適正かつ円滑に実施するため

に、プログラムディレクター（以下、「PD」という）及びプログラムオフィサー（以下、「PO」という）を定めます。

(2)PD は、本プログラム全体の方針や運営等を統括します。

(3)PO は、外部有識者等で構成される「SCORE チーム推進型 委員会」の核となり、本プログラムの運営の他、事前評価、事後評価、追跡調査等の一連の業務の遂行と取りまとめを行います。

2.3.2 選考までのスケジュール

選考までの主要なスケジュールは下記表の通りです。なお、下記日程は予定であり変更される場合があります。説明会のスケジュール等の情報は START ウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/start/>) で公開します。

- ・公募説明会：集合形式での公募説明会は中止となりました。事業説明資料を START ウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/start/>) に掲載しています。
- ・申請締切：6月10日（水）正午
申請書を委員会で評価し、JST が採択を決定します。

2.3.3 採択後の活動の流れ

集合研修等は、日程や方式を変更して実施する予定です。決定次第、START ウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/start/>) で公開します。

研修項目	日程 (予定であり、 変更される場合があります)	場所	備考
集合研修 1	2020年9月5日（土） 9月6日（日）	東京	2日間出席
集合研修 2	10月7日（水） 10月10日（土）	東京 大阪	いずれか1日出席
集合研修 3	11月7日（土） 11月11日（水）	東京 大阪	いずれか1日出席
集合研修 4	12月8日（火） 12月12日（土）	東京 大阪	いずれか1日出席
Demo Day	2021年1月30日（土）	東京	

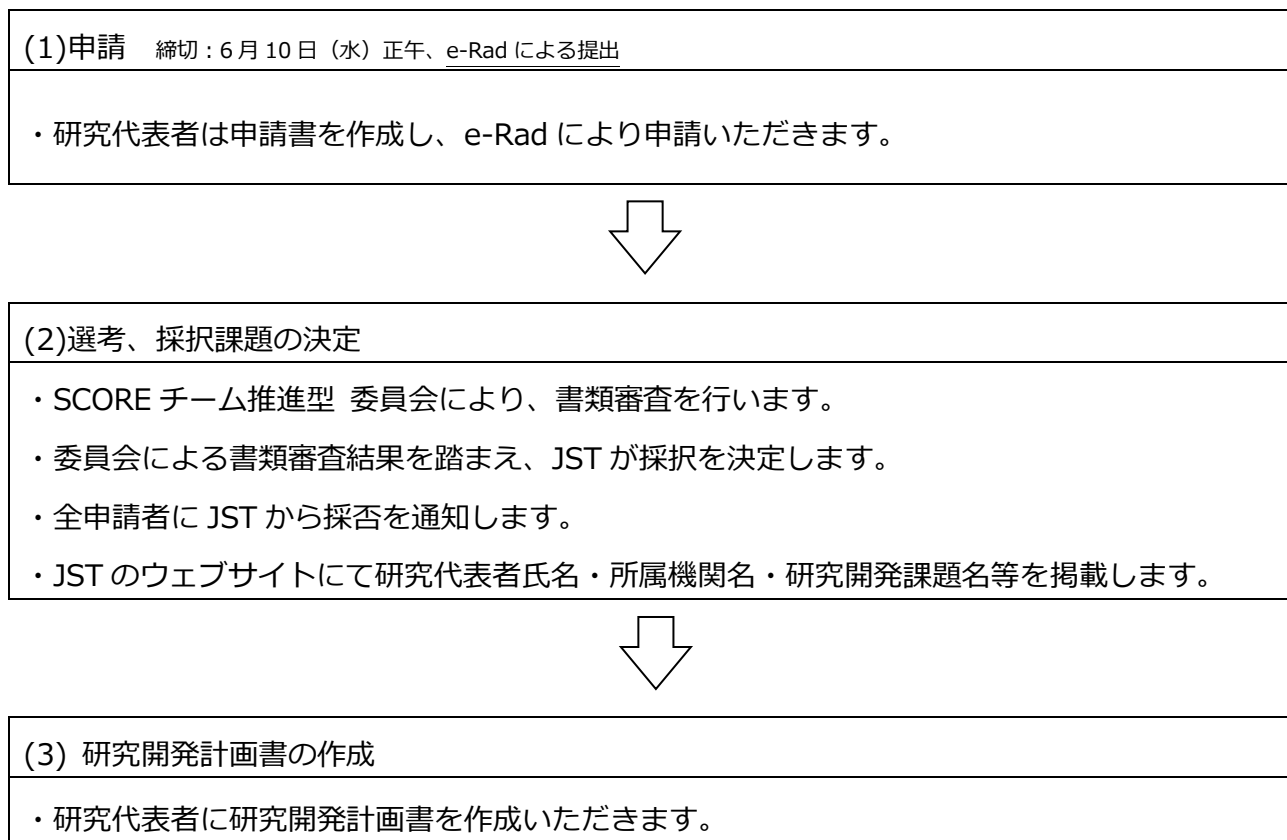
採択された研究開発チームは、SCORE 運営受託機関^{※1}による研修を受講するとともに、顧客候補へのヒアリング等を行い、実践的な評価等を受けビジネスモデル仮説を検証します。その間、配

置された担当メンター等^{※2}の助言、指導を受けます（メンタリング）。想定顧客等の評価や自ら調査した市場ニーズ等をビジネスモデル仮説にフィードバックします。

第4四半期には、ブラッシュアップ（現実化、高度化）したビジネスモデル仮説を Demo Day にて、START の事業プロモーターやベンチャーキャピタル等に発表します。次年度以降の START への応募検討や直接のベンチャー創業など、技術シーズの社会還元に向けて次の段階へと促進させます。

- ※ 1 SCORE 運営受託機関とは、SCORE チーム推進型に関する研修やメンタリング、Demo Day 等の企画や運營業務を JST が委託するアクセラレーター等の機関を指します。
- ※ 2 ベンチャービジネスにおいて国内外で活躍する人材を SCORE 運営受託機関がメンターとして配置します。メンターは、採択された研究開発チームへの指導・助言を行います。

2.3.4 全体の流れ



(4)契約

- ・ 研究開発を実施する機関と JST の間で委託研究開発契約を締結します。
- ※本事業の契約には、研究機関は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要です。
- https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm
- ※本事業の契約には、研究機関は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出が必要です。
- https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm



(5)SCORE チーム推進型での活動開始

- ・ 採択後、活動費等が大学等に措置され、SCORE 運営受託機関による研修の受講やメンタリング等を受けつつ、実用検証可能な最小限の試作品やデータ（実験結果、計算結果等）を準備し、顧客候補へのヒアリング等を行い、ビジネスモデル仮説の検証を進めます。
- ・ 集合研修の場では、技術シーズや検討を進めているビジネスモデルについて、プレゼンテーションを行う機会が設けられます。参加者が互いに聴講することになりますので、特許出願していない技術情報等、機密情報は含めないようご注意ください。



(6)Demo Day[※]

- ・ ブラッシュアップしたビジネスモデルを、START の事業プロモーター等に発表し、次年度の START「プロジェクト支援型」への応募検討や直接のベンチャー創業など、技術シーズの社会還元に向けた次の段階へと促進を図ります。
 - ・ Demo Day[※]には、事業プロモーターの他、ベンチャーキャピタリスト等を含めて幅広い業種の方々が参加することもあります。
- ※この“Demo Day”は競争的資金制度における研究開発評価ではありません。SCORE における事後評価は別途実施します。



(7)SCORE チーム推進型での活動終了

- ・ 研究代表者は完了報告書を JST に提出し、研究開発受託機関（研究開発を実施する機関）は契約関連の各報告書を JST に提出します。
- ・ JST は、事後評価を実施します。

2.4 研究期間

研究開発期間：1 年度（2020 年度末まで）

2.5 研究費（上限額）

研究開発費（直接経費）：上限 500 万円／年

※本制度の趣旨から、原則として、第 4 四半期の Demo Day の発表に向けて必要な経費を支出可能な対象と想定しています。そのため、この方針に沿った研究開発費の執行計画を策定してください。

2.6 採択予定課題数

15 件程度を予定

2.7 応募要件

2.7.1 応募の要件

以下のア) ～コ) を全て満たしていることが応募の要件となります。

ア) 応募時点において、研究代表者が、申請の核となる技術シーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。なお、技術シーズとは特許（出願中、出願予定を含む）、プログラム等をいいます。

イ) 研究代表者、及び主たる共同研究者(必要な場合)は、国内の大学等の研究機関に所属して、当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ること(研究代表者の国籍は問いません。国内の研究機関に所属する外国籍研究者も申請可)。

本制度で対象とする大学等の研究機関は、国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等となります。

ウ) 技術シーズを利用したベンチャー企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還

元を目指していること。

エ) 技術シーズは、ビジネスモデル検証や顧客ヒアリング等が可能な科学技術であること。

オ) 技術シーズについては、本支援を通じて創出されるベンチャー企業の実施に関してその技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。

カ) 研究代表者と事業化プロデューサーを含むチーム体制（以下、「研究開発チーム」という。）を構築できること^{※1}。但し、研究代表者が意欲をもってビジネスモデル仮説の立案および検証活動に参加できる場合は、研究代表者が事業化プロデューサーを兼ねることを認め、研究代表者単独の応募を可能とする。その際、研究代表者はエフォート^{※2}を十分に確保すること。

キ) 事業化プロデューサーは、研究代表者と協働で活動できること。研究代表者の技術を基にした起業化の展開に興味を持つ者であること。ビジネスモデル仮説の立案および検証等の活動に主体的に意欲を持って取り組む者であればよく、学生も可能とする。

ク) 2020 年度第 4 四半期に開催予定の Demo Day^{※3}でビジネスモデルや活動成果を発表できること。

ケ) START、SCORE が目指すエコシステムの構築（1.1.3 START、SCORE の目指す姿）について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。

コ) 研究代表者の START プロジェクト支援型/SCORE「チーム推進型」/SCORE「大学推進型」^{※4}における重複応募は以下の制限があるため、留意すること。

- ① START プロジェクト支援型を実施中の研究代表者は、SCORE「チーム推進型、大学推進型」の研究開発課題に申請できません。
- ② SCORE「チーム推進型、大学推進型」を実施中の研究代表者は、START プロジェクト支援型に申請できません。
- ③ SCORE「チーム推進型」への研究開発課題の申請者は、同一の内容で SCORE「大学推進型」の研究開発課題に申請できません。但し、同一年度の SCORE「チーム推進型」が不採択と判明している場合は、同一の内容で SCORE「大学推進型」への申請は可能です。
- ④ SCORE「大学推進型」の研究開発課題の申請者は、同一の内容で SCORE「チーム推進型」の研究開発課題に申請できません。但し、同一年度の SCORE「大学推進型」が不採択と判明している場合は、同一の内容で SCORE「チーム推進型」への申請は可能です。

※ 1 SCORE での活動を進めていく中で、チーム力の向上に適したメンバーの追加等、チーム

体制の変更を随時図って頂くことも可能です。

- ※ 2 エフォートの定義については、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」を参照ください。
- ※ 3 この Demo Day とは別に、事後評価を実施します。
- ※ 4 SCORE「大学推進型」の公募要領は、今後公開予定となります。

2.8 応募方法

2.8.1 申請

申請は、研究代表者より、e-Rad で行っていただきます。当該システムの使用に当たっては、研究機関の事前登録が必要となります。申請にあたり、①e-Rad を用いた Web 上での入力、②e-Rad を用いた電子媒体の様式のアップロードの 2 つの作業が必要です。e-Rad を利用した応募書類の作成・提出方法等の詳細は「5. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) による応募方法について」をご参照ください。

2.8.2 申請書一覧

申請書様式は本事業のウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/start/>) でダウンロードできます。

<e-Rad における応募情報ファイル>

- ①申請様式 1：申請書 (word ファイル)
- ②申請様式 2：活動予算案 (excel ファイル)
- ③申請様式 3：申請書補足説明資料 (ppt ファイル)

※①～③を PDF 形式で 1 つのファイルに結合し、サイズは合計 10 MB 以下としてください。

下図の e-Rad 申請画面の「参照」ボタンによりファイルを選択し、「アップロード」ボタンをクリックしてください。(下図の e-Rad 申請画面の前後の操作は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」をご確認ください)

2.8.3 任意提出である「プレゼンテーション（ピッチ）動画」について

申請様式 3 を用いたプレゼンテーション（ピッチ）動画を提出することも可能です（任意）。提出する場合は、e-Rad を使用した応募手続きが完了（応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」）した後に、以下の手順で提出してください。原則、研究代表者から、JST 指定のオンラインストレージで提出をお願いします。

<提出方法>

- ・電子メールにて、動画を提出する旨の連絡をお願いします。
- ・電子メールの件名は、「【SCORE 申請】機関名 研究代表者氏名」としてください。

提出先：

国立研究開発法人科学技術振興機構 産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail : start-score@jst.go.jp

- ・電子メール到着後、翌営業日中にファイル回収のためのオンラインストレージのアドレスをご連絡いたします。
- ・オンラインストレージ上で動画ファイルが確認出来次第、受理通知を電子メールにてご連絡いたします。
- ・電子メール送付から 2 営業日以内にオンラインストレージのアドレスの連絡が届かない場合は、エラー確認のため送付後 4 営業日以内にご連絡をお願いします。

※電子メールによる動画を提出する旨の連絡の締切は 6 月 10 日（水）正午です。

※6 月 10 日中にファイル回収のためのオンラインストレージのアドレスをご連絡いたしますので、6 月 11 日（木）正午までに、動画ファイルの提出をお願いいたします。

<動画ファイルの要件>

- ・動画ファイル名は、「機関名_所属名_研究代表者氏名.拡張子」としてください。
ファイル名の例：aa 大学_bb 学研究科_科学太郎.mp4
- ・動画ファイル形式：拡張子は「.mov」「.mp4」のいずれかとしてください
- ・動画ファイル容量：原則として、50MB 以下
- ・推奨動画仕様：解像度/フレームレート = (1280×720) /30fps
- ・動画時間：3 分間を目安とする
- ・プレゼンター：研究代表者は必須とします。事業化プロデューサーとの共同でのプレゼンテーションは認めます。
- ・プレゼンテーション時のスライド資料：申請様式 3 「申請書の補足資料」を用いてください
- ・留意点：
 - ・投影したスライドがしっかり見える位置での撮影をお願いします。
 - ・プレゼンターはスライドを遮らないような位置としてください。
 - ・スライド画面だけでなく、顔や表情が確認できる画面構成で撮影してください。
 - ・プレゼンターの声が明確に聞き取れるような条件で撮影してください。

※「プレゼンテーション（ピッチ）動画」の提出前には、パソコン環境で再生を行い、映像や音量が明瞭であるか、確認作業を実施してください。

2.9 選考方法

2.9.1 選考の流れ

「2.3.2 選考までのスケジュール」を参照ください。

2.9.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、申請者等に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、申請書に具体的に記載してください。

- a. 申請者等と親族関係にある者。
- b. 申請者等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業における同一部門に所属している者。
- c. 申請者等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 申請者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 申請者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 研究代表者の利益相反マネジメント

研究代表者が「研究代表者に関係する機関」を共同研究機関とする提案を行い、「研究代表者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究代表者と「研究代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の共同研究機関をいいます。なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

- a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。
(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)
- b. 研究代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 研究代表者が株式を保有している機関。
- d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

「研究代表者に関係する機関」を共同研究機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から推進委員会にて審議します。

そのため、「研究代表者に関係する機関」を共同研究機関とする場合、申請書にて「PI に関係

する機関」が共同研究機関に含まれていることを申告してください。

なお、研究代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(4) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について推進委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、申請書にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については下記ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については下記ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

2.10 選考の観点

審査にあたっては、提案された個別の審査項目に関する審査の観点を以下のとおりとし、評価を行う予定です。

(1) 技術シーズ

- ・ 独創性、新規性を有しているか。
- ・ 技術シーズに関わる知的財産の権利が明確で、事業に支障が無いか。

(2) ビジネスモデル仮説、及び、ビジネスモデル仮説の検証活動

- ・ ビジネスモデル仮説が検討できているか。
- ・ 顧客候補への検証活動で明らかにしたいビジネス仮説が明確に設定できているか。
- ・ 活動スケジュールが妥当か。
- ・ ビジネスモデルの実現性や成長性が期待できるか。

(3) 活動の推進体制、参加者

- ・ 活動に向けて適切な体制となっているか。
- ・ ベンチャー起業に対する熱意を有しているか。

(4) 利益相反、他資金との切り分け、エフォート確保等に関する検討状況

- ・ 活動に参画する者と関係者との利益相反に関して適切に整理され、マネジメント方策を構築しているか。

第 3 章 採択後の研究推進等について

3.1 研究計画の作成

採択後、SCORE 研究代表者は研究開発課題の研究開発期間(2020 年度末まで)の全体を通じた計画書を作成します。計画書には、研究開発費や研究開発参加者が含まれます。なお、提案された研究開発費は、選考を通じた査定を経て決定します。

※ 計画書で定める研究開発体制および研究開発費は、PO (プログラムオフィサー) によるマネジメント、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直されることがあります。

3.2 委託研究契約

- a. 研究課題の採択後、JST は研究担当者の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.6 研究機関の責務等」(31 ページ ~) をご参照ください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条 (日本版バイ・ドール条項) に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

3.3 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究費 (直接経費) に間接経費 (原則、直接経費の 30%) を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

3.3.1 研究費 (直接経費)

研究費 (直接経費) とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

- (a) 物品費 : 研究用設備 (※ 1) ・ 備品 ・ 試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、研究用試薬 ・ 材料 ・ 消耗品等の購入費用

(b) 旅 費：研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者）及び研究計画書記載の研究開発参加者等に係る旅費、招へい者に係る旅費

(c) 人件費・謝金：人件費の計上を想定していません。

ただし、以下の場合には支出対象となります

- ・ 研究開発を実施するために必要であり、臨時的に発生する役務の提供などの外部の協力を得た人への謝礼に必要な経費
- ・ 外部有識者からの指導・助言を得るために支払う謝金
（「外部」とは、研究計画書上の研究開発参加者以外を指します）

(d) その他：a, b, c の他、本研究開発を実施するための経費

例) 研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費（ソフトウェア外注製作費、検査業務費等）、ソフトウェアライセンス使用料、不課税取引等に係る消費税相当額等

※外注費としては、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約については直接経費での計上が認められています。

※外注費は、原則として、各年度の直接経費の 50%以内とします。50%を超える場合は、事前に JST の承認を得ることが必要です。

※研究開発参加者に含まれる事業化プロデューサー等への市場調査等の外注費は、実質的に人件費と見なされるので、認められません。

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.13 研究設備・機器の共用促進に係る事項」（48 ページ）をご参照ください。

(注) 研究費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・ 研究目的に合致しないもの
- ・ 間接経費による支出が適当と考えられるもの

- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの (※2)

※2 JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

3.3.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和元年 7 月 18 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.3.3 研究開発費として支出できない経費

(1)研究開発の実施に関連のない経費

(2)研究開発の遂行に必要な経費であっても、次のような経費は支出できません。

- ・建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、施設の改修に関する経費（ただし、本プロジェクトで購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については使用可。）
- ・研究開発期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・研究開発との関連が不明瞭な海外出張旅費（外国旅費については、研究開発の目的達成のために必要不可欠なものに限る。）
- ・ベンチャー立ち上げ経費等、法人登記日前後に関わらずその会社の資産となるものについては、原則、法人登記日前であっても支出できません。

支出できない費用の例：

登記にかかる費用、ベンチャーで用いる設備（PC、実験設備等）費用等

- ・合理的な説明ができない経費

(例) 研究開発期間内での消費見通しを超えた極端に大量の消耗品購入のための経費

3.4 評価

- (1) 必要に応じて行われる面接等に基づき、事業化に向けた研究開発が研究開発計画書の内容および条件（ピボットを含む）や本制度の趣旨に従って確実に遂行されているかどうかの評価を行います。評価結果を研究開発の取扱（計画の見直し等）に反映することがあります。評価結果によっては、研究開発費の増額・減額や研究開発の支援を中止することがあります。
- (2) 研究開発終了時には完了報告書を提出いただきます。また、研究開発終了後適切な時期に事後評価を行います。なお委託研究開発契約に基づく各種報告書も提出していただきます。
- (3) 研究開発終了後一定期間終了後、一定期間を経過した後、JST は追跡調査を行いますので、その際は調査に協力していただきます。その他必要に応じて進捗状況の調査にもご協力いただきます。本事業を通じて設立されたベンチャー企業についても調査の対象とさせていただきます。研究開発終了後に、研究代表者の連絡先等に変更があればご連絡ください。

3.5 研究代表者及び主たる共同研究者、事業化プロデューサー、研究開発参加者の責務等

(1) JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

- a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。
- c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために機構が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI） e-ラーニングプログラム）の受講について周知徹底する。詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

(2) 研究代表者

自らの技術シーズの社会還元に向け、SCORE の支援で事業育成を加速することを望む者

であり、SCORE の活動期間中に事業育成に係る技術検証に取り組むと共に、実践的学習や仮説検証活動等を通してビジネスモデルの現実化・高度に取り組めます。SCORE の活動期間中に中心となってビジネスモデルブラッシュアップのための技術検証を行い、事業化プロデューサーと協働で活動できること。

(3) 事業化プロデューサー

研究代表者の技術を基にした起業化の展開において、ビジネスモデル仮説の立案および検証の活動を中心的に行う者です。本事業の全活動に主体的参加が可能で、ビジネスモデルの仮説立案および検証等の活動を中心的に行うためのエフォート^{※1}を十分に確保することができること。また、本成果にて起業を行う際にも参画する意思、関心を有していること。

(4) 主たる共同研究開発者^{※2}

研究代表者の所属機関 A と異なる国内の大学等の研究機関 B が研究開発費の執行が認められる場合、JST と研究機関 B が委託契約を直接締結します。研究機関 B における責任者を「主たる共同研究開発者」とします。所属機関 B において、事業育成に係る技術検証に取り組むと共に、実践的学習や仮説検証活動等を通してビジネスモデルの現実化・高度化を行う者。本制度で研究代表者が所属する研究機関 A で大学等発ベンチャーを目指すにあたり研究機関 B による知財等の問題がないこと、かつ、生じさせないことをあらかじめ十分に確認いただき、明確にご説明いただく必要があります。また、委託契約の責務を果たせることが必要です。大学等発ベンチャーの障害とならないことを示せない限り、認められません。

なお、所属機関 A、B いずれにおいても再委託は認められません。(研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が研究契約を締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究契約を締結する形式のことです)。

(5) 研究開発参加者

実用検証可能な最小限の試作品やデータ（実験結果、計算結果等）を準備するために必要な人材、ビジネスモデル仮説の策定や技術検証の支援に携わる人材等をいいます。名目的に名前を連ねるなど、実質的な責任を負わない方は、参加者となることはできません。

※1 エフォートの定義については、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」を参照ください。

- ※ 2 委託研究開発契約書において、研究代表者、主たる共同研究開発者を、委託研究開発を中心的に行う者として、「研究開発担当者」として記載します。

3.6 研究機関等の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下「参画機関」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

https://www.jst.go.jp/contract/download/2019/2019_start_keiyakusho.pdf

※ 2020 年 3 月下旬頃に、2020 年度の契約書の雛型を掲載予定です。

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文科科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.18（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」（52 ページ））。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.19（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」（55 ページ））。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行

が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)

- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました（受講等に必要な手続き等は JST で行います）。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.7 その他留意事項

3.7.1 他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生が本研究に従事する場合の対応

他機関に所属する研究者等や本研究に係る雇用関係のない学生を本研究に従事させる場合は、委託研究契約等で規定される事項（知的財産権の帰属、各種報告・申請義務、守秘義務等）が遵守されるよう同意書を得るなど適切に対応してください。特に本研究に係る雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。また、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

○大学等における職務発明等の取扱いについて（平成 28 年 3 月 31 日 科学技術・学術審議会/産業連携・地域支援部会/大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会）

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/04/05/1369054_02.pdf

3.7.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、researchmap の ID、パスワードで JREC-IN Portal にログインできる他、JREC-IN Portal の履歴書、業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて、簡単にこれらの書式を作成いただけます。

3.7.3 研究開発の推進に関する留意事項

- ①SCORE 運営受託機関（アクセラレーター等）およびメンター、JST が委嘱または招聘する有識者（以下「SCORE 運営受託機関等」という。）の助言等と主体的な事業化に向けた研究開発の実施

研究開発チームは SCORE 運営受託機関等の指導・助言を得つつ、自ら主体的に事業化に向けての研究開発を実施するものとします。また、SCORE 運営受託機関等が研究開発において必要と判断した外部の専門人材や専門機関等の活用について、大学等はその方針を尊重しつつ、自らの遂行能力や利益相反の検討を踏まえて研究開発を実施するものとします。なお、大学等が既に有している産学連携部門等の組織は、SCORE 運営受託機関等と連携し、研究開発の支援を行うようにしてください。

- ②新産業・新規マーケット開拓への挑戦

研究開発チームは自らが発明に関わった技術シーズの事業化に関して、新産業・新規マーケット開拓に挑戦する強い意志をもって研究開発に取り組むものとします。

- ③研究開発費等の経理管理

研究開発費の執行に際しては、JST と委託研究開発契約を締結した大学等の受託機関（以下、「研究開発受託機関」という。）は、研究開発受託機関の規程等を遵守することを前提とします。研究開発費の経理管理状況を常に把握するとともに、研究開発費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。研究開発受託機関は支出した金額と、その内容を同契約書に記載されている研究開発実施計画書の費目ごとに整理し、証拠書類と対応付けられるように管理いただきます。証拠書類は精算確認のために提出を求めることがあります。

なお、本研究開発費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。

また、経費を適切に執行するため、大学等において適切な事務体制を整備するとともに、計画的な経費管理を実施するものとします。

④実施管理

JST は直接、または SCORE 運営受託機関等を通して間接的に研究開発期間中に実施管理を行い、進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む。）を実施するとともに、目的が達成されるよう研究開発チームに対し研究開発の遂行上必要な指導・助言等を行います。研究代表者には進捗状況についての報告を求めます。また研究開発受託機関は、提供を受けた研究開発費についての報告を JST に定期的又は随時提出する必要があります。

⑤取得物品の帰属

JST が支出する研究開発費により研究開発受託機関が取得した研究開発設備等の物品の所有権は、研究開発受託機関に帰属させることが可能です。

なお、これら設備等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

⑥知的財産権の帰属等

研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権等）については、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）を適用し、同条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者が所属する機関に帰属させることができます。ただし、当該機関全てにも同条が適用されることが前提です。

⑦研究開発の成果等の発表

SCORE の活動により得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、研究開発期間終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただくことがあります。さらに、JST から成果の公開・普及のために協力を依頼させていただく場合があります。

なお、研究開発期間中における新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前に JST に通知するとともに、SCORE による成果であることを必ず明記し、公表した資料については JST に提出してください。

⑧問題が生じた場合の対応

研究開発チームと SCORE 運営受託機関、メンター等との間に問題が生じた場合は、原則として当事者同士の協議によって解決を図ることとしますが、十分な協議によっても解決に至らなかった場合は、JST に報告、調査を依頼することができます。調査結果に基づく JST の決定については、原則として、尊重していただきます。

⑨その他留意事項

進捗等に関する JST や SCORE 運営受託機関等への報告、各種調査への対応、その他事業を円滑に実施するうえで JST が認める必要な活動を実施する必要があります。

3.7.4 審査方法、結果通知等

申請された研究開発課題の選抜は非公開で行われます。

✓ 審査の結果については採否にかかわらず、研究代表者に通知します。

✓ 委託研究開発契約に基づく各種報告書も提出していただきます。

✓ 原則として JST から各研究開発受託機関に対して委託研究開発契約の申込書の提出は行いません。

3.7.5 EDGE-NEXT について

平成 29 年度から文部科学省にて次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT : Exploration and Development of Global Entrepreneurship for NEXT generation）を実施しており、5 コンソーシアム（主幹機関【東北大学、東京大学、名古屋大学、九州大学、早稲田大

学]) に対して、アントレプレナー育成に係る高度なプログラム開発等、エコシステム構築に資する支援を行っています。

SCORE に参加する方は EDGE-NEXT の活用も是非ご検討ください。

- 次世代アントレプレナー育成事業 (EDGE-NEXT) について

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/edge/1346947.htm

- EDGE-NEXT 参加大学へのリンク

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/edge-next.html>

第 4 章 応募に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究代表者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」(58 ページ) をご参照ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム (eAPRIN (旧 CITI) を含む) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合 (所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN (旧 CITI) を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN (旧 CITI) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を受講することができます。

下記 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号 (数字 7 桁+ARD) を申告してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

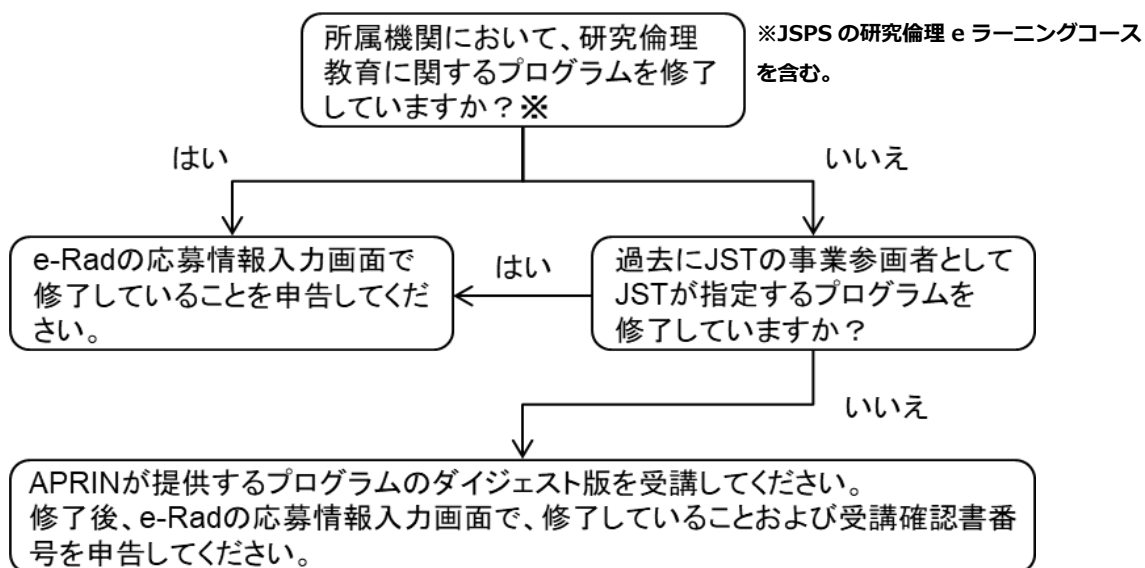
■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail : start-score@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN (旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者に「eAPRIN (旧 CITI)」の単元を受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN (旧 CITI) の単元を修了している場合を除きます）。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金及び提案公募型研究資金（以下「競争的資金等」といいます。）が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む。）の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において選考対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」といいます。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

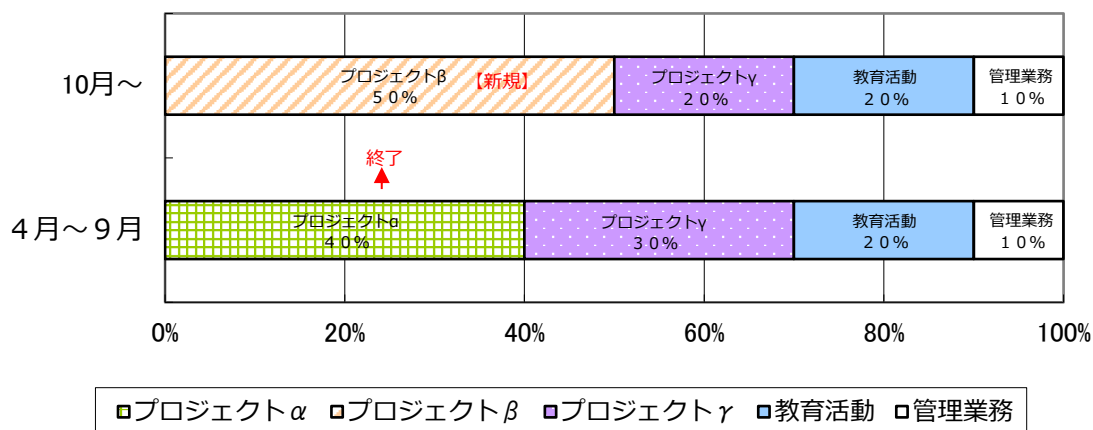
※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第 3 期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」※を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率 40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率 50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が 30%から 20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 29 年 6 月 22 日改正）

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

不合理な重複・過度の集中排除に関する記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2} に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※ 3
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※ 1	1 個人の利益を得るための私的流用	10 年
	2 1 以 外 ①社会への影響が大きく、行為 の悪質性も高いと判断される もの	5 年
	② ①及び③以外のもの	2～4 年
	③ 社会への影響が小さく、行 為の悪質性も低いと判断され るもの	1 年
偽りその他不正な手段により 競争的資金等を受給した研究 者及びそれに共謀した研究者		5 年
不正使用に直接関与していな いが善管注意義務に違反して 使用を行った研究者 ※ 2		善管注意義務を有する研 究者の義務違反の程度に 応じ、上限 2 年、下限 1 年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少
額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公

表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等[※]において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度等」について、2020 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、2019 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/> (競争的資金制度)

[提案公募型研究資金制度については、近日公開予定](#)

4.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究管理システム (e-Rad) を通じて JST に報告が必要となります (複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください)。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」

<http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=CE0002&cid=13593> を参照してください。

4.8 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

4.9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

https://www.jst.go.jp/contract/download/2019/2019_betten9.pdf

4.10 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内（直接経費総額の 50%の額が 100 万円に満たない場合は 100 万円）としています。

4.11 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金等において以下のとおり対応しています。

- (1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であると

されています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下「機器共用システム」といいます。）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf
- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 競争的資金における使用ルール等の統一について（平成 29 年 4 月 20 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouuruu.pdf
- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

4.13 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組むことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.14 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_ishukanri03.pdf

4.15 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成

果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(参考)「第 5 期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

4.16 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）（<https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に独立行政法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開にご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

4.17 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）^{※1}の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、2020 年 4 月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行うが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

4.18 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について
研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)※¹を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※¹「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、2020 年 4 月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行うが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、

提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.19 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.20 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイト

において公開します。

4.21 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

4.22 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

4.23 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

5.2 e-Rad を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募の流れについては、「5.4 具体的な操作方法と注意事項」を参照してください。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

（1）e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下「ポータルサイト」といいます。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

研究機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

（2）e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

<注意事項>

①応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。

アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 10MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に JST 産学連携展開部 START 事業グループへ問い合わせてください。

②作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。また、お使いの PC で利用できる PDF 変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。

③提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、JST 産学連携展開部 START 事業グループまで連絡してください。

PDF ファイルに関する注意点

- ・ PDF には、パスワードを設定しないでください。
- ・ 変換後の PDF ファイルは、必ず開いて確認してください。外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります。

（3）その他

応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

5.3 その他

(1) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(2) e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブサイト及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ 及び応募書類の作成・提出 に関する手続き等に関する 問い合わせ	JST 産学連携展開部 START 事業グループ	E-mail : start-score@jst.go.jp ※緊急時を除き、電子メールでお願いします。 電話番号 : 03-5214-7054 受付時間 : 10:00~17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く
e-Rad の操作方法に関する 問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、 年末年始を除く

- START 事業ホームページ : <https://www.jst.go.jp/start/>
- ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

(3) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

5.4 具体的な操作方法と注意事項

- ・事前に研究者登録が必要です。

詳細は「5.1 (i)e-Rad 使用に当たる事前登録」をご参照ください。

- ・e-Rad への情報入力は、募集締切から数日以上余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切の十分前に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。

- ・入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」(<http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=TE0008>) をご参照ください。

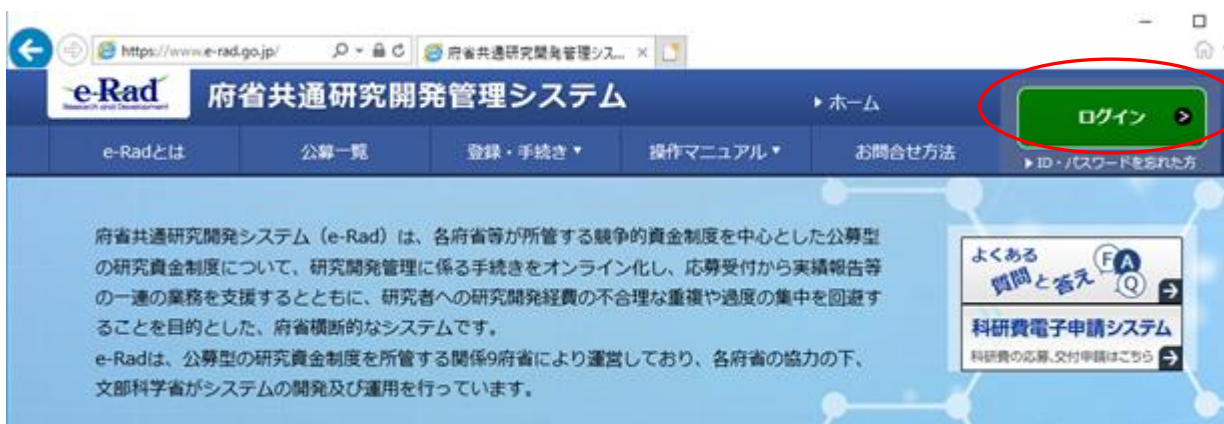
■ 応募情報の入力

- * 「申請書」からの転記箇所は、指示通りの箇所をコピー・貼り付けするなどして正確に転記ください。
- * 「申請書」を修正した場合、e-Rad にも最終の情報が転記されているかご確認ください。

【e-Rad ポータルサイト】画面

<https://www.e-rad.go.jp/>

右側の「ログイン」をクリック



【e-Rad ログイン】画面

e-Rad 上の「研究代表者」のログイン ID、パスワードを入力し、ログインをクリック

※以後、ID・パスワードの該当者情報が研究代表者欄に自動的に表示されます。



【応募採択課題情報管理】画面

1. 新規応募－公開中の公募（新規応募）を選択し、「公開中の公募一覧」画面を表示
2. 検索条件に START と入力して「検索」をクリック
3. 表示される公募から

「START 社会還元加速プログラム（SCORE） チーム推進型 2020」の
「応募する」ボタンをクリック



【応募に当たっての注意事項】画面

画面に表示される注意事項を確認の上、「承諾して応募する」をクリックする。



【応募（新規登録）】画面

- ・ 課題 ID：自動採番
- ・ 研究開発課題名：「申請様式 1」の「課題名」を転記



・「基本情報」タブ

研究期間 (西暦) : 開始 2020、終了 2020

研究分野 (主) : 「研究の内容」として適切なものを選択
「キーワード」として適切な内容を記載

研究分野 (副) の設定 : 記入不要

研究目的 : 「申請様式 1」の「課題名」を転記

研究概要 : 「申請様式 1」の「SCORE での活動概要」を転記

The screenshot shows the 'Basic Information' tab selected in the e-Rad system. The form is divided into several sections:

- Research Period (西暦):** A field with a 'Must' indicator and a search range from 2020 to 2020. The text above indicates '開始 2020、終了 2020'.
- Main Research Field (研究分野(主)):** A field with a 'Must' indicator and a search button '研究の内容を検索'. The text above indicates '「研究の内容」として適切なものを選択'.
- Keywords (キーワード):** A field with a 'Must' indicator and a search button 'キーワードを検索'. The text above indicates '「キーワード」として適切な内容を記載'.
- Research Purpose (研究目的):** A field with a 'Must' indicator. The text above indicates '「申請様式 1」の「課題名」を転記'.
- Research Summary (研究概要):** A field with a 'Must' indicator. The text above indicates '「申請様式 1」の「SCORE での活動概要」を転記'.

The 'Research Field (副) を設定する' section is collapsed, showing a button '▼ 任意項目を表示'.

申請書類のアップロード

申請様式 1～3 を PDF 形式で 1 つのファイルに結合し、下図の e-Rad 申請画面 の「参照」ボタンによりファイルを選択し、「アップロード」ボタンをクリックしてください。

The screenshot shows the '基本情報-申請書類' (Basic Information - Application Documents) section. It contains a table with the following data:

名称	形式	サイズ	ファイル名
応募情報ファイル	[pdf]	10MB	

Below the table, there are three buttons: '参照' (Reference), 'クリア' (Clear), and '削除' (Delete). The '参照' button is circled in red. Below these buttons is an 'アップロード' (Upload) button, also circled in red.

・「研究経費・研究予算」タブ：

「申請様式 2」をもとに、「2.年度別経費内訳」に直接経費と間接経費を転記

The screenshot shows the '研究経費・研究組織' (Research Expenses and Organization) tab. It contains the following information:

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限 (単位：千円)

	上限	下限
直接経費	(設定なし)	(設定なし)
間接経費	(直接経費の30%)	-

2.年度別経費内訳 (単位：千円)

		2020年度	合計
直接経費	間接経費 <small>必須</small>	<input type="text"/>	0千円
	小計	0千円	0千円
間接経費	間接経費 <small>必須</small>	<input type="text"/>	0千円
合計		0千円	0千円

The '2.年度別経費内訳' table is circled in red.

研究組織

1.申請額(初年度)の入力状況

「1.申請額(初年度)の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。

専門分野：適切な内容を記載

学位：適切な内容を記載

役割分担：適切な内容を記載

直接経費、間接経費(千円)：適切な内容を記載

エフォート(%)：SCORE でのエフォートを入力

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
 ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。

(単位：千円)

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費	0千円	0千円	0千円
間接経費	0千円	0千円	0千円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

行の追加
選択行の削除

研究者を検索	研究者番号 氏名	研究機関 部局 職/職階 必須	専門分野 学位 役割分担 必須	直接経費 間接経費 (千円) ? 必須	エフォ ート (%) 必須	閲覧・ 編集権限	削除	移動
	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; font-size: 0.8em;"> 代表者 XXXXXXXX ○○ ○○○ (△△△△ △△ △△) </div>	○○機関 ○○○○部 ○○長/○○クラス	なし	<input style="width: 80%;" type="text"/> 千円 <input style="width: 80%;" type="text"/> 千円	<input style="width: 80%;" type="text"/>			

行の追加
選択行の削除

研究組織内の連絡事項を登録する
▼ 任意項目を表示

・「個別項目」タブ：確認事項をチェック

基本情報	研究経費・研究組織	個別項目	応募・受入状況
所属区分	必須	<input type="radio"/> 国大 <input type="radio"/> 公大 <input type="radio"/> 私大 <input type="radio"/> 独法・国立研究開発法人 <input type="radio"/> 高専 <input type="radio"/> その他	
所属機関	必須	<input type="text"/>	
所属部署	必須	<input type="text"/>	
役職	必須	<input type="text"/>	
連絡先区分	必須	<input type="radio"/> 勤務先 <input type="radio"/> 自宅 <input type="radio"/> その他	
連絡先郵便番号 (半角英数字)	必須	<input type="text"/>	
E-mailアドレス (半角英数字)	必須	<input type="text"/>	
(確認) 「研究活動における不正行為への対応策に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。	必須	<input type="radio"/> 内容を理解し、遵守することを誓約します。	
(確認) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。	必須	<input type="radio"/> 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。	
(確認) 本研究提案が採択された場合、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び適用)並びに研究費の不正使用を行わないことを誓約しますか。	必須	<input type="radio"/> 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。	
(確認) 本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約しますか。	必須	<input type="radio"/> 不正行為が行われていないことを誓約します。	
(確認) 研究倫理に関する教育プログラムの修了状況について回答してください。(eAPRIN(旧CITI))	必須	<input type="radio"/> 所属機関での研究倫理教育に関するプログラムを修了している <input type="radio"/> JST事業等で eAPRIN(旧CITI)を修了している <input type="radio"/> eAPRINダイジェスト版を修了している(修了証番号を入力)	
(確認) eAPRINダイジェスト版を修了している場合、修了証番号を入力してください。(該当者は必須)		<input type="text"/>	
(アンケート) 社会還元加算プログラム(SCORE)を知ったきっかけは?	必須	<input type="radio"/> JST事業の公報説明会 <input type="radio"/> START事業の事業プロモーターからの紹介 <input type="radio"/> 研究機関からの案内 (大学等研究機関の留学連携部門など) <input type="radio"/> 学会からの案内 <input type="radio"/> JSTのメールマガジン <input type="radio"/> JSTのホームページ <input type="radio"/> e-Rad録画一覧 <input type="radio"/> 知り合い、口コミ <input type="radio"/> START事業グループからの案内 (電子メール、郵送物等) <input type="radio"/> その他	

全てのタブ入力後、「入力内容の確認」ボタンをクリックしてください。



【応募（入力内容の確認）】画面

- ・入力されている内容に修正すべき箇所が存在しない場合は、内容に誤りがないことを確認した上で、「この内容で提出」ボタンをクリックしてください。ボタンをクリック後、研究に参加するメンバー宛に、応募課題に研究分担者として登録された旨のメール が送信されます。



【応募の提出完了】画面

・正しく提出が行われると、「応募申請を受け付けました」という画面が表示されます。これで JST へ提出されたこととなります。なお、SCORE チーム推進型では、e-Rad による所属機関の承認は必要としません。



第6章 Q&A

【申請関連】

Q1 同一の研究代表者が、START プロジェクト支援型と社会還元加速プログラム (SCORE) チーム推進型の両方に課題を申請することは可能か。

A1 申請はできません。

Q2 海外機関に所属する研究者、もしくは日本国内で研究活動を行う外国人の申請は可能か。

A2 海外機関に所属する研究者は申請できません。日本国内の大学等に所属する研究者は国籍を問わず、申請が可能です。

Q3 企業や公益財団法人に所属する研究者の申請は可能か。

A3 企業、一般財団法人、公益財団法人、社団法人等からの申請できません。本制度は主に大学発ベンチャー創出を目的としているため、支援対象を国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人含む）、地方独立行政法人等としており、企業や財団法人等は含まれません。

Q4 学生の申請は可能か。また、参加できるか。

A4 JST は大学等と委託研究開発契約を締結するため、大学等と雇用関係にない学生は申請できません。ただし、研究開発機関の了解が得られれば、研究開発参加者としての参加は可能です。

Q5 すでにベンチャーを起業した研究者の申請は可能か。

A5 すでに起業したベンチャー企業等への技術移転が目的であれば、本制度の趣旨と異なるので、申請はできません。ただし、既に立ち上げたベンチャーにて事業化に向けた研究開発を行うことができない合理的な理由ある場合は、申請は可能です。申請書にその理由、根拠を明確に提示してください。

Q6 昨年度の SCORE に申請した結果、不採択となったが、今回再度申請することは可能か。

A6 申請可能です。ただし、申請にあたっては、前回申請時からの環境変化や新たに得られた知見等を加味いただくよう努めてください。

Q7 複数機関による共同申請は可能か。

A7 研究代表者の所属機関より申請をお願いします。申請者以外に中心的な役割を担う研究者等がいる場合は、申請書の「活動の推進体制」に記載してください。また、再委託の実施は認めていないため、研究代表者の所属機関とは別に、主たる共同研究開発者の所属する共同研究開発機関を認める場合は、JST が直接、委託契約を行いますので、委託契約等にかかる注意事項について共同研究開発機関においても事前に十分ご確認ください。但し、複数の研究機関が参画する場合は、申請時に知財やその他の事項について整理し、大学等発ベンチャーの障害とならないことを示す必要があります。

Q8 研究開発参加者に企業や公益財団法人等に所属している者を含めることは可能か。

A8 本制度は、新産業の創出、新規マーケットの開拓に向けて、既存企業ではリスクを取りにくい、ポテンシャルの高い大学等の革新的技術シーズについて新規ベンチャーでの事業化を目指しています。大学発ベンチャーが事業を進める上で、SCORE 推進中の段階から企業や公益財団法人等との連携が必要であり、かつその連携が大学発ベンチャー成長の障害とならない場合には、委員会の審査に基づき、認められる場合があります。

Q9 特許・プログラム等を保有していなくても申請は可能か。

A9 事業成立のために特許、プログラム等を保有していることが多いですが、事業戦略上、特許等を保有せず起業を目指す場合、合理的な理由を申請書で明確に提示してください。

Q10 特許化前の技術シーズで応募できるか。

A10 特許化前の技術であっても、審査により、支援の必要性が認められる場合には、支援の対象となります。ただし、顧客候補へのヒアリング活動等の際に、新規性の喪失等がないよう細心の注意ください。

Q11 SCORE チームの活動に参画しない発明者、出願人が含まれる技術シーズ（特許）を用いて申請が可能か。

A11 可能ですが、事業化に妨げが無いことを確認させていただきます。具体的には、他者との共願特許、その他妨げとなる知財が無いこと、そのように知財戦略を構築できることが将来起業するベンチャー企業にとって重要です。

Q12 民間企業から大学に転籍した研究者において、大学での発明はないが、過去に行った発明で民間企業が特許を保有する技術シーズのみで申請は可能か。

A12 本制度は大学等発ベンチャー創出を目指す制度であり、企業が保有する特許を自らの技術シーズとしての申請はできません。

Q13 同じ技術シーズを用いて、他の公募へ申請することは可能か。

A13 可能ですが、選考の際には、重複調査を実施します。また、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」等についてあらかじめご留意ください。

Q14 申請書の受領書はもらえるのか。

A14 申請書の受領書はありません。申請は e-Rad にて申請いただきますが、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていれば JST に申請書を提出できたことが確認できます。

Q15 申請書の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A15 直接、JST にお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等については電子メールによりお願いします。

Q16 任意提出である「プレゼンテーション（ピッチ）動画」を提出した方が、審査は優位になるのか？

A16 提出が無いからといって、特段不利になることはありません。

Q17 事業化プロデューサーの対象範囲はどこまでか。

A17 研究代表者の技術を基にした起業化の展開において、ビジネスモデル仮説の立案および検証活動を中心的に行う者。学内外を問わず、研究代表者と二人三脚の協働で活動を行える者が、EL となります。対象者としては、ビジネスモデル仮説の立案および検証の活動に主体的に意欲を持って取り組み、SCORE の各種プログラムに熱意を持って、十分にエフォートを確保して参加頂けることが条件となります。

Q18 既存企業に勤める協力者を事業化プロデューサーとした場合、氏名や所属等は公表されるのか。

A18 採択時には研究代表者の氏名や所属等を JST が公表しますが、事業化プロデューサーの氏名や

所属等の公表は予定しておりません。ただし、その後の集合研修等に事業化プロデューサーはご出席いただきますので、参加者同士で公知となることは妨げられないものをご理解ください。

【活動等について】

Q19 集合研修等に参加できない場合はどうなるのか。

A19 集合研修には研究代表者と事業化プロデューサーのチームでの参加を原則と致しますが、やむを得ない事情がある場合は事前に JST の許可を得て、どちらか一方のみの参加での対応も可能とします。その場合、参加者は欠席した方に対してのフォローを行ってください。

Q20 Demo Day の日程は決まっているのか。

A20 Demo Day の日程は 2021 年 1 月 30 日を予定しております。研究代表者と事業化プロデューサーのチームでの参加を原則と致しますが、やむを得ない事情がある場合は事前に JST が許可する場合は、どちらか一方のみの参加での対応も可能とします。

Q21 SCORE 期間中に発明した特許の帰属はどうなるか。

A21 産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。

Q22 大学等がメンターから不利な条件を要求される等の事態が生じた場合はどこに相談すればよいか。

A22 JST に相談窓口を設置します。メンターとの活動等において、著しく大学等の権利が侵害される恐れがある、もしくは侵害されている等の事態が生じた場合は、各大学等から、直接上記相談窓口までお問い合わせください。

Q23 個別メンタリングはどのように行うのか

A23 対面での実施が望ましいですが、顧客評価の結果相談、ピボットの相談等について、月に二回といった一定の頻度で実施いただくことが効果的です。skype などのウェブ会議システム等もご活用いただきます。

Q24 研究代表者が起業することは可能か。

A24 SCORE は起業前支援なので期間内の起業は想定しておりませんが、支援期間中に起業される

場合には事前に連絡をお願いします。なお、本支援終了後に起業いただくことは問題ございません。その際、大学等が定める兼業規程、利益相反規程等を遵守いただくことが必要です。

【経費全般】

Q25 プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能か。

A25 研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、認められません。

Q26 間接経費は措置されるか。

A26 原則として直接経費の30%相当を直接経費とは別に間接経費として措置します。

Q27 「間接経費」とはどのようなものが該当するか。

A27 間接経費は「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和元年7月18日改正）」に則り、執行することが求められます。証拠書類の整備や期間等も含めて、具体的な用途は以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

Q28 特許経費は支出できるか。

A28 本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許（新権利）の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談に必要な費用は、原則として間接経費等から支出してください。また国際特許出願についても同様ですが、権利が大学に帰属している特許については、JST が運営する「知財活用支援制度」(※) も活用できますので、ご相談ください。

※https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html

なお、ベンチャー企業の創出に向けた事業戦略を構築するための特許調査の費用は研究開発費から支出できます。

Q29 自機関の施設等の使用料は支出できるか。

A29 SCORE の活動に直接必要であり、専ら使用される研究実施場所については、借上経費の計上が可能です。研究開発機関は、その使用料の算出にあたっては、利用規則等の規程に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。研究実施場所借上経費の計上を行

う場合には、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な研究機関においては、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。

Q30 本事業として出席を求める研修や進捗の評価への出席等、JST との打ち合わせ・会議等への旅費は支出できるか。

A30 進捗の評価や研修出席等、SCORE の活動と直接関係があるものには支出できます。

Q31 面識の無い顧客候補に訪問するため、JST 社会還元加速プログラム (SCORE) 事業化プロデューサーの肩書きを記載した名刺を作成してよいか。

A31 可能です。ただし、必要以上に大量の枚数を作成することや、不必要に高価な費用をかけること等は不適切と考えています。

社会還元加速プログラム（SCORE）チーム推進型 申請書様式

記入要領、記入例は削除して提出ください

(申請様式 1)

A4・12 枚を目安にポイントをおさえ、査読者が読みやすいよう留意して作成。

SCORE -チーム推進型- 申請書

年 月 日提出

1. 課題名

(記入例) ○○○技術の事業化検証

2. SCORE での活動概要

SCORE での活動内容全体が分かるように150文字以内で簡潔に記述してください。
図、表の使用は不可です。課題が採択された場合、本内容を公開することがありますので、留意してください。e-Rad 上の研究概要に転記いただきます。

3. 研究代表者の連絡先情報

<研究代表者>

氏名: フリガナ:
生年月日: 西暦 年 月 日 (歳)
所属機関:
部署 : 役職:
住所 : 〒
電話番号: E-mail:

<事業化プロデューサー>

氏名: フリガナ:
所属機関:
部署 : 役職:
住所 : 〒
電話番号: E-mail:

4. 技術分野

研究開発分野	チェック欄
ライフサイエンス	
アグリカルチャー	
環境・エネルギー	
ナノテクノロジー・材料	
情報通信・データ	
その他	

※左の表で該当する分野のチェック欄に、「レ」を記入ください(複数選択可)。

※「その他」の場合は内容を自由に記載ください。

「その他」の研究開発分野の内容 :

5. 技術シーズの内容

(1) 発明(周辺特許を含む)

- ※当該技術シーズに関する主な知的財産権などを記載ください。
- ※特許の場合、発明の名称、特許番号(または出願番号)、発明者、出願人、出願日、単願 or 共願を記載下さい。
- 記載例: aaa の装置およびその製造方法、第 xxx 号(特願 20yy-zzz)、〇〇〇〇、xyz 大学、20xx 年 y 月 z 日出願、単願
- ※特許以外の知的財産権の場合、上記同様の情報を記載ください。
- ※特許を保有していない場合は、今後の知的財産権戦略を記載してください。

(2) 内容・特徴

- ※背景、現状の問題点、競合技術に対する独創性・新規性、これまで得られた研究成果を、図表やデータを用いて具体的に記載してください。
- ※特許化によらないノウハウやソフトウェア等に関する技術の場合は、その詳細について記載ください。

(3) 当該技術シーズに関する企業とのアライアンスやライセンス契約等の状況

- ※当該技術シーズについて、既に企業と共同研究を行っている場合やライセンス契約等がある場合は、その状況について具体的に記載ください。
- ※将来、当該技術シーズによるベンチャーを創出しようとした場合、技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等(共願人)の同意が得られているか、その他に関連する発明が無いか、などについて記載ください。

(4) 当該技術シーズの創出、育成に寄与した公的支援制度

- ※当該技術シーズの創出に関して、支援を受けた競争的研究資金、助成金などについて記載ください。

(5) 研究開発の業績

- ※提案の技術シーズに関する研究論文や著書があれば記載ください。
- ※箇条書きとし、概要も含めて記載ください。
- ※論文等の業績が多い場合、本提案に関する業績に絞り込んでください。(本様式のページ制限(A4・12枚までを目安)を遵守ください)

6. ビジネスモデル仮説の概要

- ※現時点で想定しているビジネスモデルの概要について記載してください
(図表等を用いても可)
- ※顧客のどのような「課題」を解決するのか。
- ※「何を」事業として提供することによって解決するのか
- ※プロダクトやサービスを「誰に」対して提供し、どのように料金をもらうのか
- ※そのプロダクトやサービスをどのように生産して顧客に提供し、
どうやって事業を拡大していくのか

7. 事業化に向けた検証活動の概要

(1) 顧客候補

※現時点での顧客候補について記載ください。
 ※既にコンタクト可能な顧客候補ヒアリング対象があれば記載ください。
 ※コンタクトするためのネットワークを持っていない顧客候補については、
 どのような手段でのコンタクトを考えているのか、記載ください。

(2) 顧客候補への検証活動で明らかにしたい仮説

(2-1) 明らかにしたい仮説1

- ・仮説の内容: ○○○○○
- ・顧客ヒアリング時期: ○月
- ・仮説検証に必要なエビデンス: ○○○

(これまで取得してきた技術検証結果、今後取得する実験データ、試作品の機能等)

(2-2) 明らかにしたい仮説2

- ・仮説の内容: ○○○○○
- ・顧客ヒアリング時期: ○月
- ・仮説検証に必要なエビデンス: ○○○

(これまで取得してきた技術検証結果、今後取得する実験データ、試作品の機能等)

(2-3) 明らかにしたい仮説3

- ・仮説の内容: ○○○○○
- ・顧客ヒアリング時期: ○月
- ・仮説検証に必要なエビデンス: ○○○

(これまで取得してきた技術検証結果、今後取得する実験データ、試作品の機能等)

※可能な限り、「明らかにしたい仮説」と「仮説検証に必要なエビデンス」を紐付けて記載ください。
 ※適宜項目を追加・修正して構いません。

(3) 活動スケジュール

(記入例)

項目	2020年					2021年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
SCORE 研修イベント		集合研修	集合研修	集合研修	集合研修	DemoDay		
活動内容		ヒアリング (仮説検証1) 市場調査	ヒアリング (仮説検証2)	ヒアリング (仮説検証3) 最小限の試作品準備 これまでの実験データ整備		DemoDay 準備		

※2)で記載した明らかにしたい仮説を検証するために、スケジュールを記載してください。
 ※適宜項目を追加・修正して構いません。

8. ベンチャー起業に係るモチベーション、経験について

(1) 本技術シーズの社会実装の方法として、ベンチャーを選択した背景、理由

※企業との共同研究やライセンスによる社会実装ではなく、ベンチャー起業により展開を目指す経緯について、これまでの取り組みや手応え等の背景、理由があれば具体的に記載ください。

(2) 申請者の大学発等ベンチャー起業に対する熱意やコミットメント等について

※大学発ベンチャー設立にかける熱意や決意等について、具体的に記載ください。

(3) ベンチャー企業に参画した経験があれば記載してください。

※参画したベンチャー企業の事業内容、ご自身の役割等を記載ください。
(過去に関与していた場合も含めて明記ください)。

9. 活動の推進体制

(1) 研究代表者

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割分担	エフォート(%)
○山○夫	○○大学	大学院工学 研究科	准教授	研究開発全体の統括	20

(2) 事業化プロデューサー

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割分担	エフォート(%)
○田○郎	○○	○○	○○	ビジネスモデル検証、顧客ヒアリング	20

(3) 主たる共同研究開発者

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割分担	エフォート(%)
○山○夫	○○大学	大学院工学 研究科	准教授	研究開発項目の中で、○○○を担当	20

※ 研究代表者の所属機関(A)と異なる研究機関(B)に研究開発費が必要である場合、研究機関(B)における責任者を記載ください。再委託の実施は認めておりませんので、主たる共同研究開発者の所属する共同研究開発機関とJSTが直接、委託契約を行います。

(4) 研究開発参加者

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割：分担内容	エフォート(%)
○○○○	○○大学	大学院工学 研究科	博士2年	フィールドテスト補助(リサーチアシスタント)	20
○○○○	○○大学	大学院工学 研究科	博士1年	事業化プロデューサー業務の補助	20

チームワークに関するアピールポイント:

※研究代表者、事業化プロデューサー、それぞれが果たす役割、チームワークについて、アピールポイントがあれば記載ください。

10. 研究代表者、事業化プロデューサー、主たる共同研究開発者の専門分野、研究開発経歴等がわかる略歴

※研究代表者、事業化プロデューサー、主たる共同研究開発者について、
専門分野や研究開発経歴などがわかる略歴を各人につきA4・1枚以内で記載してください。
ただし、本課題に関係するキャリア等に絞ってください。

11. 利益相反マネジメントに関する検討

※研究代表者、事業化プロデューサー等が類似事業のベンチャー企業の経営に関与している場合や、研究開発参加者が類似の既存事業に関与している場合などの状況を記載ください（過去に関与していた場合も含めて明記ください）。

例)

- ・研究代表者が大学発ベンチャーA社の取締役を兼業している
- ・事業化プロデューサーが、ベンチャーB社の取締役である

※上記状況について、利益相反の関係が想定される場合は、当該関係を具体的に記載し、実施する利益相反マネジメントを説明ください。

12. 他制度での助成等の有無

(1)研究代表者:○○○○

番号	制度名	受給状況	研究開発 課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 (代表/ 分担)	(1)本人受給研究費 (期間全体)	2020年度 エフォート(%)
						(2)〃 (2021年度 予定)	
-	SCORE	申請	課題名 (○○○)	2020.9 - 2021.3	代表	(3) 千円	6. 活動の 推進体制 と同値を 記入
1	科学研究費 補助金 基礎研究(S)	受給	○○の創成 (○○○)	2019.4 - 2023.3	代表	(1) 100,000 千円 (2) 50,000 千円 (3) 25,000 千円 (4) 5,000 千円	20
	※ SCORE 申請との切り分け(簡潔に記載)						
2	JST 戦略的 創造研究推 進事業 (CREST)	申請	○○の高機 能化 (○○○)	2020.9 - 2026.3	分担	(1) 60,000 千円 (2) 20,000 千円 (3) 8,000 千円 (4) -	-
	※ SCORE 申請との切り分け(簡潔に記載)						

3

- ・記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。
- ・SCORE 申請課題を必ず1つ目に、次にその他研究課題を本人受給研究費(期間全体)が多い順に記入してください。
- ・SCORE 申請の技術シーズとの関連有無に関わらず、記入してください。
- ・必要に応じて行を増減してください。

【注意事項】

(1)「受給状況」

以下のいずれかを記入してください。

- ・受給: 現在受給中または受給が決定している課題。
- ・申請: 申請中または申請予定の課題。

SCORE 申請課題を除き、「申請」に該当する課題についてエフォートは記入しないこと。

(2)「役割」

以下のいずれかを記入してください。

- ・代表: その研究課題において、代表者として研究費を受給
- ・分担: その研究課題において、代表者以外の立場で研究費を受給

(3)「本人受給研究費」

以下に従って、研究費(年度別・総額)を千円単位で記入してください。

(ア)代表者として研究費を受給した研究課題

「代表を務める研究チーム(共同研究チームは除く。研究チームが本人のみの場合は代表者本人)」が受給した研究費

(イ)代表者以外の立場で研究費を受給した研究課題

「本人が分担者のグループ代表者として所属する研究グループ(分担グループが分担者のみの場合は分担者本人)が受給した研究費

(4)「エフォート」

申請中・申請予定の課題(受給状況に「申請」と記入したもの)については、エフォートは記入しないでください。また、SCORE 申請課題のエフォートと、

その他受給中の研究課題のエフォートとの合計が 100%を超えないようご注意ください。

(e-Rad 上で採択の処理ができない場合があります。)

(2)主たる共同研究開発者:○○○○

番号	制度名	受給状況	研究開発 課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 (代表/ 分担)	(1)本人受給研究費 (期間全体)	2020年度 イフォート(%)
						(2)〃 (2021年度 予定)	
-	SCORE	申請	課題名 (○○○)	2020.9 - 2021.3	分担	(3) 千円	6. 活動 の推進 体制と同 値を記入
1	科学研究費 補助金 基礎研究(S)	受給	○○の創成 (○○○)	2019.4 - 2023.3	代表	(1) 50,000 千円	10
						(2) 20,000 千円	
※ SCORE 申請との切り分け(簡潔に記載)							
(3) 20,000 千円							
(4) 5,000 千円							
2	※ SCORE 申請との切り分け(簡潔に記載)						

申請様式2

SCORE 活動要望予算案

(単位:千円)

予算費目	提案予算額	用途
①物品費	800	顧客候補ヒアリング向け試作品部材
	300	開発用資材(無塵服・手袋等)・顧客候補提示向けの実験データ取得のため
	340	開発用部材(試薬、試料)・顧客候補提示向けの実験データ取得のため
②人件費・謝金		
③旅費	560	北海道⇄東京、4回、2名、集合研修参加
	140	北海道⇄東京、1回、2名、集合研修参加
	360	北海道⇄大阪、2名、3回、顧客候補打合せ
	280	北海道⇄福岡、2名、2回、顧客候補打合せ
	120	北海道⇄東京、1回、2名、知財戦略等打合せ
	280	北海道⇄東京、2回、2名、展示会出席による情報収集
	20	近郊、1千円×20回、事業戦略等打合せ
④その他	550	(外注費) XX計測技術の知財調査・〇〇株式会社
	500	(外注費) XXの競合技術調査・〇〇株式会社
	550	(外注費) XX駆動部の図面作成・〇〇株式会社
	200	顧客候補評価用試作品、輸送費
⑤小計 (①+②+③+④)	5,000	
⑥間接経費(⑤の30%)	1,500	
総計(⑤+⑥)	6,500	

※原則として人件費の支出は想定していません。
ただし、招待講演・専門的知識の提供に係る謝金については支出対象となります。
本研究の実施に伴い直接必要である場合に限り計上可能です。
また、単価基準は研究機関の規程に準じて執行してください

※旅費の算定基準
各研究機関の旅費規程に準拠します。

※外注費としては、研究開発要素を含まない内容を対象に支出が可能です。
「(外注費)」と区別して記載をしてください。外注費は、原則として、各年度の直接経費の50%以内とします。50%を超える場合は下部に理由を記載ください。

※外注費は、原則として、各年度の直接経費の50%以内とします。50%を超える場合は、本欄に理由を記載ください。

※記入要領、記入例は削除して提出ください

※「用途」欄は調達する物品・役務等の名称だけでなく、その調達が顧客ヒアリング、ビジネスモデルブラッシュアップ等の事業化に向けて必要な理由が分かるよう記載ください。

※採択された場合、本資料を基に事業化に向けての妥当性など計画の内容等を総合的に勘案し、SCORE活動実施予算額を提示します。採択後の合理性を欠く予算計画の大幅変更や目的と異なる予算使用は認めません。

※再委託は原則認めません。共同研究開発機関を設ける場合、以下の通り、本様式を追加作成してください。

- ・研究代表者所属機関の本様式
 - ・主たる共同研究開発者の所属機関の本様式(複数の場合は全て必要)
- 作成にあたり上記いずれの表か、簡単に識別できるように明記すること。

※事業化を目的としない基礎研究のための経費は認められません。

申請書補足説明資料

課題名： 申請書に記載の課題名を転記してください。

【本コメントは提出時に削除してください】

1. 「申請様式1：申請書」を補足する内容を記載ください。
2. スライド枚数は8枚以内（表紙含む）としてください。
3. 任意提出のプレゼンテーション動画を提出する場合は、本スライド（申請様式3）を用いたプレゼンテーションとしてください。

研究代表者： ○○大学大学院○○研究科 役職 ○○ △△

事業化プロデューサー： 所属機関 役職 ○○ △△

1

1. 技術シーズ概要

【本コメント欄は削除してください】

- どのような技術シーズなのか
(内容・特徴、競合技術に対する独創性・新規性等)
- 知財の状況
(技術シーズに関わる知的財産の権利が明確で、事業に支障が無いか。)

2

2. 課題、課題解決のためのプロダクト/サービス

【本コメント欄は削除してください】

- 解決しようとしている課題：
顧客のどのような課題を解決するのか？
図表等を用いてわかりやすく記載してください
- 「何を」事業として提供することによって解決するのか
- そのプロダクトやサービスを「誰に」対して提供し、どのように料金をもらうのか
また、プロダクトやサービスをどのように生産して顧客に提供し、どうやって事業を拡大していくのか

3

3. 「チーム構成」と「ビジョン」

【本コメント欄は削除してください】

- SCOREでのチーム構成を、分かりやすくご記載ください。
<記載事項のポイント>
 - 所属研究機関内のみならず、顧客候補等の協力先も可能な限り記載ください。
 - 当該技術シーズに関して、企業とのアライアンス・共同研究・ライセンス契約等がありましたら、それらの状況もご記載ください。
- ビジョン：
 - ・自分（たち）の技術シーズにより、どんな世界を作りたいのか。
 - ・自分（たち）は世界をどうしたいのか。

書き方の例：

「○○の技術で、◎◎を実現する。」
抽象的でなく、具体的な言葉で記入してください。

4

社会還元加速プログラム（SCORE）

2020年度 チーム推進型 公募

【ウェブサイト】

申請書類等 <https://www.jst.go.jp/start/index.html>

【問い合わせ先】

国立研究開発法人科学技術振興機構

JST 産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail : start-score@jst.go.jp

※緊急時を除き、電子メールでお願いします。

電話番号：03-5214-7054（受付時間：10:00～17:00）

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く